

2 社債類似株式の評価

次の条件を満たす株式（以下「社債類似株式」という。）については、評価通達 197-2（(利付公社債の評価)）の(3)に準じて発行価額により評価する。また、社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債であるものとして計算する。

【条件】

イ 配当金については優先して分配する。

また、ある事業年度の配当金が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積することとするが、優先配当金を超えて配当しない。

ロ 残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない。

ハ 一定期日において、発行会社は本件株式の全部を発行価額で償還する。

ニ 議決権を有しない。

ホ 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

(1) 社債類似株式の評価

社債類似株式は、その経済的実質が社債に類似していると認められることから、評価通達 197-2 の(3)に準じて発行価額により評価するが、株式であることから既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。

(2) 社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価

社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式は、社債類似株式を社債であるものとして、次のイ及びロにより評価する。

イ 類似業種比準方式

(イ) 1株当たりの資本金等の額等の計算

社債類似株式に係る資本金等の額及び株式数はないものとして計算する。

(ロ) 1株（50円）当たりの年配当金額(Ⓑ)

社債類似株式に係る配当金はないものとして計算する。

(ハ) 1株（50円）当たりの年利益金額(Ⓒ)

社債類似株式に係る配当金を費用として利益金額から控除して計算する。

(ニ) 1株（50円）当たりの純資産価額(Ⓓ)

社債類似株式の発行価額は負債として簿価純資産価額から控除して計算する。

○ 類似業種比準方式の計算例

〈設例〉

①	発行済株式数	50,000株
	内 普通株式	45,000株
	社債類似株式	5,000株
②	資本金等の額	96,000千円
	内 普通株式	36,000千円
	社債類似株式(発行価額)	60,000千円
③	年配当金額	
	直前期 普通株式	1,000千円

	社債類似株式	6,000 千円※
直前々期	普通株式	2,000 千円
	社債類似株式	6,000 千円※
※ 発行価額の 10%を優先して配当		
④	年利益金額	24,000 千円
⑤	利益積立金額	30,000 千円
⑥	類似業種比準株価等	
	A = 488 円	
	B = 4.4 円	
	C = 31 円	
	D = 285 円	
【計算】		
1	1株当たりの年配当金額 (㉔) の計算	
	(1,000 千円 + 2,000 千円) ÷ 2 ÷ (36,000 千円 ÷ 50 円) ≒ 2 円 00 銭 (10 銭未満切捨て)	
2	1株当たりの年利益金額 (㉕) の計算	
	(24,000 千円 - 6,000 千円 (注)) ÷ (36,000 千円 ÷ 50 円) = 25 円	
	(注) 社債類似株式に係る配当金額は費用として利益金額から控除する。	
3	1株当たりの純資産価額 (㉖) の計算	
	(96,000 千円 + 30,000 千円 - 60,000 千円 (注)) ÷ (36,000 千円 ÷ 50 円) ≒ 91 円 (1 円未満切捨て)	
	(注) 社債類似株式の発行価額の総額は、負債として簿価純資産価額から控除する。	
4	類似業種比準価額の計算	
(1)	1株 (50 円) 当たりの比準価額	
	$488 \text{円} \times \frac{\frac{2.0}{4.4} + \frac{25}{31} \times 3 + \frac{91}{285}}{5} \times 0.7 \text{(注)} \approx 215.20 \text{円 (10 銭未満切捨て)}$	
	(注) 大会社であるものとした。	
(2)	1株当たりの比準価額	
	215.20 円 × (36,000 千円 ÷ 45,000 株) ÷ 50 円 ≒ 3,443 円 (1 円未満切捨て)	

□ 純資産価額方式

- (イ) 社債類似株式の発行価額の総額を負債 (相続税評価額及び帳簿価額) に計上する。
 (ロ) 社債類似株式の株式数は発行済株式数から除外する。

○ 純資産価額方式の計算例

≪設例≫			
①	発行済株式数	普通株式	3,000 株
		社債類似株式	10 株
②	資産及び負債の金額		
	資産の部	相続税評価額	200,000 千円
		帳簿価額	120,000 千円
	負債の部	相続税評価額	70,000 千円
		帳簿価額	70,000 千円
③	社債類似株式の発行価額		30,000 千円

【計算】

- 1 相続税評価額による純資産価額
 $200,000 \text{ 千円} - (70,000 \text{ 千円} + 30,000 \text{ 千円}) = 100,000 \text{ 千円}$
- 2 帳簿価額による純資産価額
 $120,000 \text{ 千円} - (70,000 \text{ 千円} + 30,000 \text{ 千円}) = 20,000 \text{ 千円}$
- 3 評価差額に相当する金額
 $100,000 \text{ 千円} - 20,000 \text{ 千円} = 80,000 \text{ 千円}$
- 4 評価差額に対する法人税額等相当額
 $80,000 \text{ 千円} \times 42\% = 33,600 \text{ 千円}$
- 5 課税時期現在の純資産価額（相続税評価額）
 $100,000 \text{ 千円} - 33,600 \text{ 千円} = 66,400 \text{ 千円}$
- 6 課税時期現在の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）
 $66,400 \text{ 千円} \div 3,000 \text{ 株 (注)} \div 100 = 22,133 \text{ 円 (1円未満切捨て)}$
(注) 社債類似株式の株式数を除く。

(3) 社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価明細書の記載方法

イ 類似業種比準方式（評価明細書第4表）

- (イ) 「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の各欄は次により記載する。
 - A 「① 直前期末の資本金等の額」欄は、社債類似株式に係る発行価額の総額を控除した金額を記載し、当該控除した金額を外書きする。
 - B 「② 直前期末の発行済株式数」欄及び「③ 直前期末の自己株式数」欄は、社債類似株式に係る株式数を控除した株式数を記載し、当該控除した株式数を外書きする。
- (ロ) 「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄は次により記載する。
 - A 「1株(50円)当たりの年配当金額」
「⑥ 年配当金額」欄は、社債類似株式に係る配当金額を控除した金額を記載し、当該控除した配当金額を外書きする。
 - B 「1株(50円)当たりの年利益金額」
「⑩ 法人税の課税所得金額」欄は、社債類似株式に係る配当金額を控除した金額を記載し、当該控除した配当金額を外書きする。
 - C 「1株(50円)当たりの純資産価額」
「⑰ 資本金等の額」欄は、社債類似株式の発行価額の総額を控除した金額を記載し、当該控除した金額を外書きする。

ロ 純資産価額方式（評価明細書第5表）

- (イ) 「1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)」の「負債の部」に、社債類似株式を計上する。この場合、「科目」欄には「社債類似株式」と記載し、「相続税評価額」欄及び「帳簿価額」欄に当該社債類似株式に係る発行価額の総額を記載する。
- (ロ) 「3. 1株当たりの純資産価額の計算」の「⑩ 課税時期現在の発行済株式数」欄は、社債類似株式に係る発行済株式数を控除して記載する。

ハ 配当還元方式（評価明細書第3表）

- 「2. 配当還元方式による価額」については、上記イの(イ)及び(ロ)のAに準じて記載する。